

第1章 霧島市教育振興基本計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成22年3月に平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間とする「霧島市教育振興基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。

第一次計画では、第一次霧島市総合計画を踏まえ、教育分野におけるまちの将来像として「共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまち」を掲げました。その実現のために「(1)郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を備え、生涯にわたって自ら学び社会に貢献する人づくり」と「(2)公教育においては、確かな学力と体力を身につけ、思いやりの心と高い志をもち社会を生き抜く力を備えた人づくり」を基本目標として定めました。

第一次計画の前期計画として平成26年度までの5年間に行う施策については、成果指標と達成目標値を設定し取組を進めてきました。この前期計画における取組の成果と課題を踏まえ、平成27年3月には、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする第一次計画の後期計画を策定し、施策に取り組んできました。

国は平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、2030年以降の社会を展望した国の教育政策について、「超スマート社会（Society 5.0）^{*1}」の到来に向け、「人生100年時代」を豊かに生きていくため、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む、とその方向性を示しています。

これを踏まえ鹿児島県は、平成31年2月に第3期教育振興基本計画を策定し、今後10年間の基本目標として「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を掲げるとともに、その実現に向けて、平成31年度からの5年間に取り組む具体的な施策を体系化して示しています。

本市教育委員会では、国及び県の第3期教育振興基本計画を参酌し、第二次霧島市総合計画を踏まえ、第二次霧島市教育振興基本計画（前期計画）（以下「第二次計画」という。）を策定します。

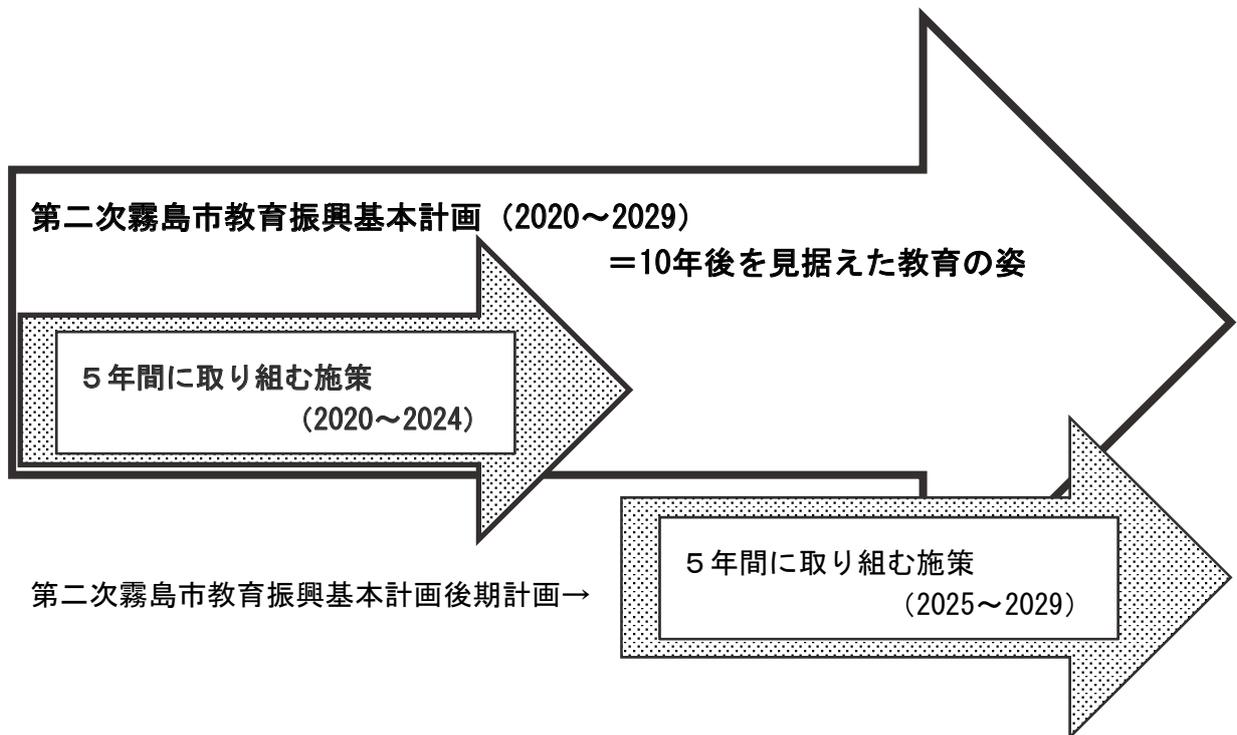
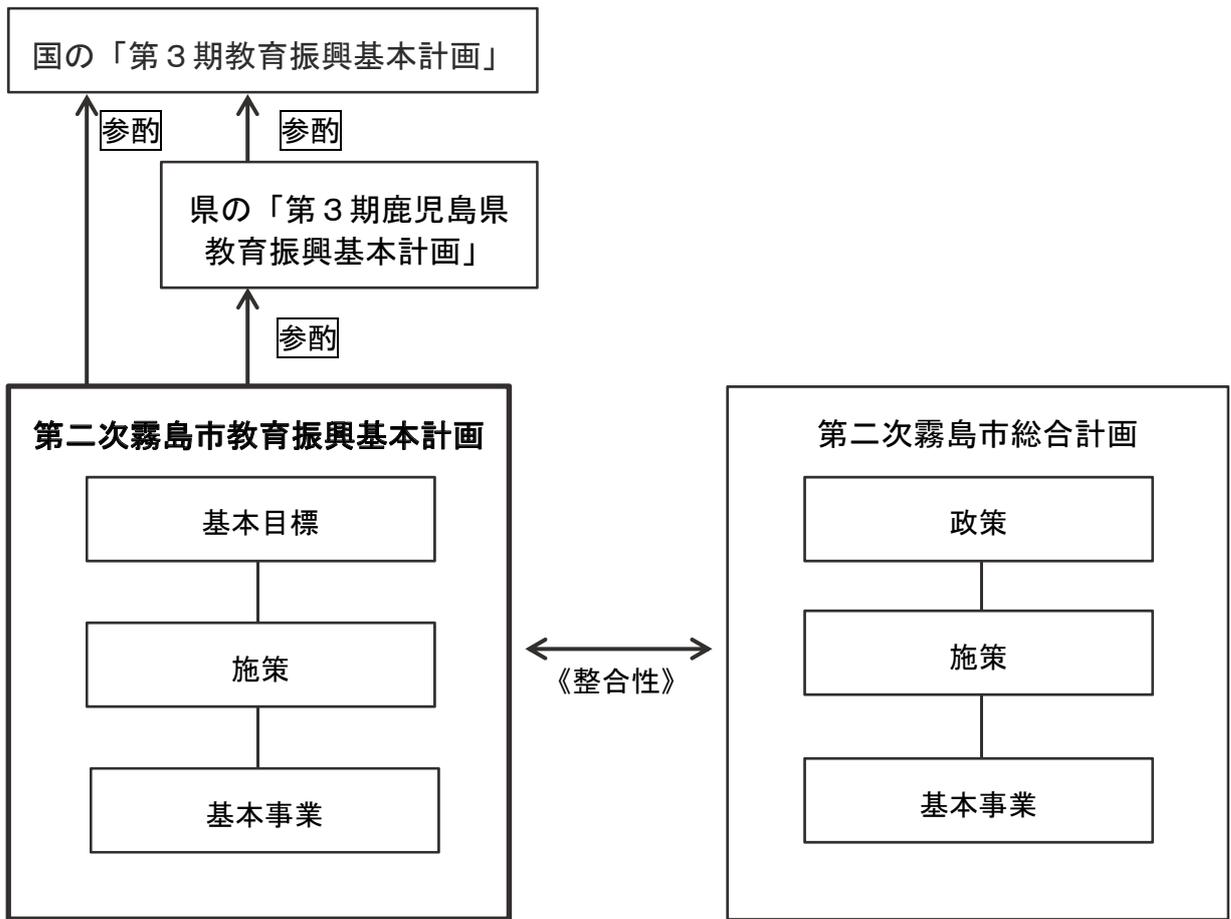
2. 計画の基本的な考え方

第二次計画は、教育基本法第17条第2項に定める、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、国及び県の第3期教育振興基本計画を参酌し、第二次霧島市総合計画を踏まえ、令和2年度以降の10年後を見据えた本市教育の目指す姿を示すとともに、その実現に向けて、令和2年度からの5年間に取り組む具体的な施策を体系化して示します。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、文化財保護など教育委員会所管事項に関すること、文化に関すること、スポーツに関することなどです。

*1：超スマート社会(Society 5.0) / 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として提唱。

3. 計画の構成と期間



第2章 霧島市の教育の現状と課題について

1. これまでの取組の成果

第一次計画では向こう10年の取組として、日本で最初の国立公園である霧島山に因んで生まれた新市「霧島」の名前を踏まえ、教育の普遍性を

霧島の『き』は基礎・基本の『き』

霧島の『り』は立志の『り』

霧島の『し』は習慣付けの『し』

霧島の『ま』はマナーの『ま』

とし、幼児期、義務教育期をとおして青少年の時期に身に付けておくべき事項として取り組んできました。

また、前期計画に引き続き後期計画（平成27年度～平成31年度）においても「共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまち」を教育分野におけるまちの将来像として掲げました。その実現のために

- (1) 郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を備え、生涯にわたって自ら学び社会に貢献する人づくり
- (2) 公教育においては、確かな学力と体力を身につけ、思いやりの心と高い志をもち社会を生き抜く力を備えた人づくり

を基本目標に定め、5つの重点施策のもと18の基本事業を体系化して取り組んできました。

後期計画の進行管理については行政評価を活用し、毎年「施策マネジメントシート」を用いて基本事業の目標達成値の進捗状況を把握するとともに、前年度の取組方針とその達成状況を振り返り、その要因を分析することによって、目標達成に向けた次年度の課題・方向性を協議してきました。

後期計画に掲げた数値目標の中で、平成30年8月時点で評価可能な31の数値目標のうち、「児童生徒にとって安心して教育が受けられる環境が整っていると考える学校の割合」や「体験活動プログラムに参加し満足した児童生徒の割合」、「スポーツ大会等に参加した延べ人数」、「郷土芸能保存会に所属している人の数」など、12項目については目標を達成しています。

しかし、「確かな学力を身に付けることができた児童生徒の割合」や「小学校1年生の子ども会加入率」、「スポーツ協会やスポーツ少年団に加入している人数」、「芸術文化団体の団体数」など、19項目については目標を達成していません。

こうした取組の成果と課題など本市の現状を踏まえて、将来を展望する第二次計画を策定する必要があります。

第一次霧島市教育振興基本計画後期計画 数値目標

重点施策	基本事業	成果指標	平成 29年度	目標値 (平成 31年度)
1 学校教育の 充実	(1) 学力の向上 と個性を育 む教育の推 進	確かな学力を身に付けることが できた児童生徒の割合	68.0%	76.0%
		個に応じた指導が受けられた児 童生徒の割合	76.9%	90.0%
		授業が楽しい、分かりやすいと 回答した児童生徒の割合	83.9%	92.0%
	(2) 豊かな心を 育む教育の 推進	規範意識や思いやりの心を持っ ている児童生徒の割合	83.9%	86.0%
		あいさつができている児童生徒 の割合	86.7%	94.0%
	(3) 健やかな体 を育む教育 の推進	新体力テスト（8種目）におい て県平均を超えた種目数（小 5・中2）	3.0種目	5.4種目
		健康診断で要注意・要治療とな った児童生徒の割合	1.4%	1.7%
	(4) 特色ある教 育活動と開 かれた学校 づくりの推 進	地域の特色や人材を活かした教 育活動の件数	759件	735件
		「地域が育む『かごしまの教 育』県民週間* ² 」に学校を訪れ た人数	20,999人	21,350人
	(5) 教育環境の 整備	非構造部材（天井等）の耐震基 準を満たした学校施設の割合	100.0%	100.0%
		児童生徒にとって安心して教育 が受けられる環境が整っていると 考える学校の割合	77.2%	72.0%
	(6) 幼稚園教育 の推進	基本的なしつけや集団行動が身 に付いた園児の割合	88.3%	88.8%
	(7) 魅力ある高 等学校教育 の推進	高度資格取得のべ人数	830人	880人
		就職・進学率	100.0%	100.0%
「学校が楽しい」と回答した生 徒の割合		91.0%	95.0%	
2 青少年の健 全育成	(1) 体験と立志 を支援する 環境づくり	体験活動プログラムに参加し、 満足した児童生徒の割合	99.6%	93.5%
		将来の具体的な夢や志について 考えたことのある中学生の割合	77.0%	87.0%
		小学校1年生の子ども会加入率	67.7%	85.0%

* 2 : 「かごしまの教育」県民週間 / 鹿児島県内すべての学校で11月1日から11月7日までを基本に県民週間を設け、保護者・地域住民への学校の開放を行う。そのことで学校・家庭・地域社会の連携を深めるとともに、県民一人ひとりが鹿児島の教育について考える機運を高め、本県教育の充実と発展を図る。

重点施策		基本事業	成果指標	平成 29年度	目標値 (平成 31年度)
2	青少年の健全育成	(2) 地域全体で子どもを見守り育む環境づくり	霧島警察署・横川警察署管内の不良行為少年数	166人	350人
			あいさつや声掛けを行っている市民の割合	—	75.2%
3	スポーツの振興	(1) スポーツ活動の推進	スポーツ大会等に参加したのべ人数	91,282人	85,808人
		(2) スポーツ環境の整備	運動・スポーツを行いやすい環境が整っていると思う人の割合	51.1%	44.0%
		(3) スポーツ団体の育成	スポーツ協会やスポーツ少年団に加入している人数	11,644人	15,000人
4	文化の振興	(1) 芸術文化活動のきっかけづくり	きっかけづくりの活動に参加した延べ人数	93,616人	94,000人
			(2) 文化関係団体の育成	芸術文化団体の団体数	168団体
			芸術文化団体に所属している人の数	2,561人	3,600人
			郷土芸能保存会の団体数	37団体	34団体
			郷土芸能保存会に所属している人の数	2,697人	2,582人
		(3) 文化財の保存・整備	指定文化財の数	125件	128件
			周知の埋蔵文化財包蔵地 ^{*3} の数	531件	523件
			整備している文化財の数	178件	226件
(4) 文化財の活用	郷土の歴史を学んだ市民の数	7,582人	9,400人		
5	学習機会の充実	(1) 学習環境の整備	住んでいる地域の学習を行う環境が整っていると考えている市民の割合	—	29.1%
			(2) 学習活動の推進	学習活動を行わない理由として自分のテーマに合った学習機会がないことをあげている市民の割合	—
			学習活動を行わない理由として、時期や時間が合わないことをあげている市民の割合	—	15.0%

*3：周知の文化財包蔵地 / 文化財保護法で用いる法律用語。地中に埋蔵された状態で発見される文化財（埋蔵文化財）を包蔵（内部に含んでいる）する土地、またその範囲として周知されている土地のこと。「埋蔵文化財包蔵地」は、考古学用語の「遺跡」に近い。

2. 本市の教育の現状と課題

(1) 学校教育

①学力

全国学力・学習状況調査の結果から、本市の児童生徒の学力の平均値は、全国の平均値を下回っていることから、個に応じた指導の充実や分かる授業の実践により確かな学力の定着を図る必要があります。

改訂された学習指導要領では、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」をバランスよく育むことが求められ、特別の教科「道徳」や小学校外国語科の授業も加わり、教師の指導力の更なる向上が必要となっています。

児童生徒の能力・可能性を十分に伸ばすために、今日的課題に対応する教職員の資質・能力の向上を図る研修の推進とともに、社会の急激な変化に伴い児童生徒を取り巻く課題は複雑化・多様化し、教職員の負担は増大していることから、教職員一人ひとりが本来担うべき業務に専念でき、意欲と能力を最大限に発揮できる環境整備を推進する必要があります。

SDGs^{*4}やESD^{*5}の理念については、現在の学習指導要領にも盛り込まれ、環境学習、国際理解学習、世界遺産や地域の文化財等に関する学習などに生かされており、これまでも各学校において、それぞれの教科や総合的な学習の中で取り組んできましたが、学んだことを実生活の中でどう生かすことができるかが課題となります。

②いじめ、不登校

平成30年度問題行動・不登校等調査によると、いじめの認知については、軽微なものも見逃さずに対応しようとする意識が各学校で高まったことにより、1,280件と多く認知されています。また、不登校についても、増加傾向にあり、学校、家庭、関係機関が連携したチームとしての取組を一層充実させる必要があります。

さらに、問題行動については、平成30年度の月例報告によると、家出、無断外泊、窃盗、生徒間暴力などが小中学校で計125件報告されていますが、児童生徒の人間関係が学校を超えて広範囲にわたっており、学校間の連携が必要です。

現在もスクールソーシャルワーカー^{*6}等を中心として、関係機関との連携を図っていますが、今後もこれら諸問題の未然防止、初期対応、早期解決ができる切れ目のない支援に取り組んでいく必要があります。

*4：SDGs / エスディーゼズ。日本では「持続可能な開発目標」と訳される。世界が2016年から2030年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標。

*5：ESD / イーエスディー。日本では「持続可能な開発を促進するための教育」と訳される。持続可能な開発を促進するため、地球的な視野を持つ市民を育成することを目的とする教育。

*6：スクールソーシャルワーカー / 子どもに寄り添い、子どもを取り巻く環境に働きかけ、毎日の生活における様々な悩みやいじめ、不登校などの問題を解決するための支援を行う専門職。

③キャリア教育

今日の社会の様々な変化は、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。そうした中で、児童生徒が、「働くことの喜び」や「世の中の現実の厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に希望をもち、自己実現を図ろうとする態度を育てることが必要です。

そこで、小・中・高等学校の連携を図り、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質や能力を身に付けていくことができるように、系統的・計画的なキャリア教育の充実を図る必要があります。

④特別支援教育

近年、特別支援教育に関する理解の浸透や教育的効果への期待などを背景に、全国的に、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒の数は増加傾向にあります。本市でも同様の傾向にあり、障害のある全ての幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実と環境整備が求められています。

本市では、平成29・30年度の2年間、文部科学省の委託事業「放課後等福祉連携支援事業」を受けて実証された連携のシステムを、市内全ての市立幼稚園、小・中学校に広げ、学校と福祉関係機関等との連携が日常的にできるようにしていく必要があります。

また、「合理的配慮」については、障害者差別解消法に基づき、設置者、学校、本人及び保護者が実施可能な配慮について十分に話し合い、合意形成を図った上で、適切に提供していく必要があります。

⑤学校の特色を生かした教育活動

本市には、完全複式の小規模校から、児童数が800人を超える大規模校までが存在します。自然豊かな山間部や海岸部もありますが、企業が誘致され、住宅街や商業施設が密集する都会的な地域もあります。

このような実態のもと、多様化する教育課題への適切な対応や安全・安心で質の高い教育環境の整備などが求められていることから、学校と家庭・地域が一体となった教育の一層の充実を図るとともに、地域の多様な人材の活用や特認校制度の広報など、学校の特色を生かした教育活動を推進し、地域に開かれた学校づくりを展開していく必要があります。

⑥体力の向上や生活習慣の形成

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、家庭における食事や睡眠等の基本的な生活習慣とも密接に関係していると言われています。

近年、本市においては、体力の低下傾向に歯止めがかかっているものの、県平均に達していない体力要素が多い傾向にあり、日常生活における運動習慣や食習慣、休養のとり方など、望ましい生活習慣の形成が求められています。

このため、家庭での運動習慣や食生活等に関わる啓発を積極的に推進するとともに、家庭と学校との連携を密にし、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向けた取組を推進する必要があります。

⑦高等学校教育

市立国分中央高等学校においては、高大接続*⁷の方向性・大学入試改革に対応した指導体制の構築や、就職希望者の希望する職種の開拓等、一人ひとりの生徒に合わせた進路指導の充実を図る必要があります。

また、定員確保については、少子化が進む中で、専門高校*⁸としての魅力づくりと情報発信などの広報活動についての更なる工夫に努め、取組を強化していく必要があります。

施設整備については、老朽化が進んでいる校舎の整備や時代に即応したICT*⁹機器の導入など、魅力ある学習環境を提供することができるよう中長期的な視点に立って、計画的な改修・整備を進める必要があります。

⑧学校・給食施設等の整備

学校施設については、校舎等の老朽化に伴い修繕等の要望が多くなっていることから、大規模改造事業の計画的な実施と、学校施設等長寿命化計画*¹⁰に基づく中長期的な施設改修等のコスト削減対策に取り組む必要があります。

学校給食施設については、国分地区の単独調理場8校と7つの給食センターがあり、このうち、開設後30年以上経過している施設もあることから、老朽化が著しい施設については、統廃合等を行うなどの施設整備計画を策定し、安全安心で効率的な学校給食運営のための対策を講ずる必要があります。

また、老朽化した厨房機器等については、給食の提供に影響を及ぼさないよう、随時、必要な対応を行っているものの、引き続き老朽化対策が喫緊の課題でもあることから、更新計画を策定し、計画的に整備する必要があります。

(2) 社会教育

①体験・交流活動の充実

少子化や核家族化の進展に伴う社会性の欠如、家庭や地域社会の教育力の低下など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中、将来を担う子どもたちが豊かな社会性と創造する力を養い、時代の変化に的確に対応できる社会人として育つ教育環境づくりが求められています。

本市の豊かな自然や歴史、地域に伝わる文化などの地域資源を生かしながら、異年齢活動による自然体験を通して、豊かな心やたくましく生きる力を健やかに育むことのできる体験・交流活動に取り組む必要があります。

* 7 : 高大接続 / 高校・大学入試・大学が一体となった教育改革のこと。

* 8 : 専門高校 / 農業、工業、商業などの専門教育を施す高等学校等のこと。

* 9 : ICT / パソコンや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。教育における「ICT活用」では、学校での授業や社会教育の様々な活動においてパソコンやインターネット等を効果的に使うことを目指している。

* 10 : 学校施設等長寿命化計画 / 各小中学校等の全ての施設を対象に、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び年度間の予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的に、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画。

②家庭教育の充実

家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境は変わりつつあり、子育ての悩みや不安を抱えた保護者への支援のあり方など、家庭教育に関する課題の多種多様化が指摘されています。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や社会的マナーの習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに重要な役割を担うものです。学校や地域など社会全体で家庭教育を支える環境づくりに取り組む必要があります。

③学習環境の充実

社会が複雑化し、大きく変化し続けている中、年齢や性別を問わず、一人ひとりが様々な分野でいきいきと生活していくために、生涯にわたって学習に取り組むことが重要になっています。

全ての市民が主体的に学習機会に触れ、いつでも、どこでも自由に学ぶことができ、更には学んだ成果を地域の中に還元していくような環境づくりに取り組む必要があります。

また、学習の拠点となる条例公民館等の社会教育施設の整備について、緊急性を考慮しながら改修等を行い、多様化する市民の生涯学習ニーズに対応できる学習環境づくりに取り組む必要があります。

④図書館

図書館においては、幅広い層の利用者に対応するため、図書資料の収集・整理・保存・貸出等に努めています。近年、生活様式の多様化と情報機器の著しい発達・普及により、入館者数・貸出者数等が減少するなど、その影響が出ています。今後も利用者が満足する図書館を目指し、図書資料の充実やサービスの提供に取り組むとともに、施設面においても安心・安全・快適に利用できるよう整備に努める必要があります。

⑤メディアセンター

メディアセンターにおいては、市民を対象としたスマートフォン・パソコン等の情報機器操作やその活用に関する講座、教職員には授業の指導法改善に関する研修を開催し、教育メディアの利用促進を図っています。また、パソコン体験や映像・音楽等を視聴するコーナーの開放や、なつかしの映画等の鑑賞会を開催していますが、センター利用者は減少傾向にあります。

メディアセンターは、平成9年の開設以来20年が経過しており、パソコン等の一部機器は更新していますが、施設の主要機器類は老朽化している状況です。今後、市民の様々な学びや情報発信を支える学習の拠点として、メディアや通信環境の急速な変化に対応する施設として、環境を整える必要があります。

⑥文化財の保存・継承と活用

本市には、縄文時代の上野原遺跡、大隅国府跡、大隅正八幡など、国・県・市指定の文化財のほか、特色ある郷土芸能や伝統行事、史跡など100を超える数多くの有形・無形の文化財があります。しかし、少子高齢化や過疎化による担い手不足等により、それらの地域の文化財を保存・継承することが難しくなっています。

これらの貴重な文化財を後世に伝えていくことは、現代に生きる私たちの責務であり、これらの文化財は、地域の歴史・文化などを正しく理解するために欠くことのできないものと考えます。

そこで、学校や地域とも連携して、郷土に誇りを持つ心を醸成し、後継者育成に努めるとともに、歴史や文化を生かした地域づくりの推進など、魅力あるまちづくりに取り組む必要があります。

(3) 芸術文化活動

本市では、国内でも屈指の音楽祭である「霧島国際音楽祭」が毎年開催されており、市民が身近な場所で優れた音楽に直接触れることができます。また「こころの劇場^{*11}」や「市町村による青少年劇場」、「生徒芸術鑑賞会」など優れた芸術文化に児童生徒が触れる機会を充実することによって、豊かな心の醸成に努めています。

芸術文化活動の中心組織である霧島市文化協会は、少子高齢化の進行により会員数が減少するなど、後継者育成が大きな課題となっています。しかし、本市には組織としての形態をとらず活動している芸術文化団体もあることから、今後は、相互交流や連携を推進し、芸術文化を支える人材の育成を図る必要があります。

また、本市の芸術文化活動の拠点として最も重要な施設である霧島市民会館は、建築から50年、大規模改修からも20年が経過しており、今後のあり方について検討する必要があります。

(4) スポーツ振興

本市は、関係機関と連携し「霧島スポーツまつり」や「霧島市・上野原縄文の森駅伝大会」を開催するなど、各種スポーツ活動の推進に取り組んでいます。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであることから、年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰もが楽しめるスポーツやレクリエーションの充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブや指導者の育成等を通じ、市民が生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる環境づくりを行う必要があります。

また、本市出身のスポーツ選手の活躍が市民の感動やあこがれにつながり、スポーツを始める動機づけにもなることから、各スポーツ団体等と連携し、競技スポーツの推進を図るとともに、本市のスポーツ振興や魅力の情報発信につながるスポーツキャンプの誘致・受入れを推進する必要があります。

さらに、スポーツ施設・設備の老朽化や利用者ニーズの多様化を踏まえ、利用者の安全性や利便性を考慮した施設等の維持管理に取り組んでいく必要があります。

*11：こころの劇場 / 一般財団法人舞台芸術センター・劇団四季共同主催、文化庁後援による児童招待公演。日本全国の子どもたちを無料で劇場に招待し、劇場の感動を届けるプロジェクトで、本市においては毎年小学校6年生全員を招待し公演を行っている。

第3章 基本目標

基本目標：「夢を描き高い志をもって学び続け、 共に輝く未来を創る心豊かな人づくり」

- 1 知・徳・体の基礎・基本をバランスよく身につけ、
自ら学び考え社会の変化に主体的に対応できる判断力と行動力をもつ人間
- 2 郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を身につけ、
生涯にわたって共に学び、豊かな社会づくりに貢献する人間

本格的な人口減少社会の到来、地球規模の環境問題、大規模な地震災害等を契機とした安全・安心な暮らしへの関心の高まり、経済・社会のグローバル化や技術革新の急速な進展など、社会のあらゆる面での大きな変革期を迎えています。このような中、本市では平成30年度を初年度とする「第二次霧島市総合計画」を策定し、次世代が暮らす社会の持続的な発展を視点に将来のあるべきまちの姿と市民とともに進むべき方向についての基本的な指針としました。

この計画では、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を基本理念に掲げ、「人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう 多機能都市」を将来像としています。このまちに暮らす人が、生まれ育った郷土に誇りを持ち、ずっと住み続けたいと思えるように、また、更に多くの人がこのまちを訪れることを目指し、本市の強みに目を向け、新しい視点を示しながらまちづくりを進めていくとしています。

また、まちの将来像を実現するために6つのまちづくりの基本方針（政策）を定め、各種施策を展開していますが、その中で教育分野の政策は「はぐくみ～社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり～」を掲げ、

- (1) 立志と将来への希望を育む学校教育の充実
- (2) 多様な学びを支援する社会教育の充実
- (3) 次世代へつなぐ芸術文化活動の推進
- (4) スポーツを楽しむ環境づくりの推進

の4つの施策を推進しています。

本市教育委員会では、平成22年度からこの10年間、第一次霧島市教育振興基本計画に基づき「共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまち」を教育分野のまちの将来像に定め、「郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を備え、生涯にわたって自ら学び社会に貢献する人づくり」や「公教育においては、確かな学力と体力を身につけ、思いやりの心と高い志をもち社会を生き抜く力を備えた人づくり」を基本目標として施策を進めてきました。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、グローバル化に対応した小学校における英語教育や高度情報化に対応したプログラミング教育の推進、いじめ、不登校、特別な支援を要する児童生徒への対応など、複雑化・多様化する諸課題に対して、学校・家庭・地域社会・企業等の連携した取組がますます必要とされています。

このため、特色ある開かれた学校づくりを推進するとともに、それぞれの機能を生かしながら、SDGs^{*12}の視点を踏まえた教育を推進し、確かな学力や豊かな心、健康な心身を育む教育の充実を図る必要があります。さらに、近年の猛暑や地震等の災害など、自然環境の変化に対応するため、安全で安心して学べる教育環境の整備や、自他の生命を尊重する防災・安全教育を一層充実する必要があります。

また、本市特有の文化の継承・創造に努めながら、誰もが生きがいをもって健全に過ごすことができるよう、様々な学習環境の整備とそれぞれのライフステージに応じた学習情報を提供することを通じて、市民の様々な学習活動、スポーツ・レクリエーション活動などへの積極的な参加を促し、生涯を通じて学びあう力を育む必要があります。

このようなことを踏まえ、第二次霧島市教育振興基本計画では、「**夢を描き高い志をもって学び続け、共に輝く未来を創る心豊かな人づくり**」を基本目標に掲げ、次の2つの視点を基に、第二次霧島市総合計画の教育分野の政策に示された4つの施策を、今後5年間に取り組む施策として推進していきます。

1 知・徳・体の基礎・基本をバランスよく身につけ、自ら学び考え社会の変化に主体的に対応できる判断力と行動力をもつ人間

教育の普遍的な使命として、教育基本法第2条に掲げられた教育が達成すべき目標の第1に、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」とあります。

これは、学習指導要領に示された生きる力^{*13}の育成につながるもので、知・徳・体の基礎・基本は、人として豊かに生きていく基盤となるものであり、時代がどのように変化しようとも、義務教育段階でバランスよくしっかりと身に付けておく必要があります。

また、これからの社会の変化に対応するためには、この基礎・基本の学習を通して、学ぶことの意義や喜びを実感し、身に付けた知識や技能を活用しながら学び続け、考え、主体的に判断し行動する態度を身に付けていく必要があります。

2 郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を身につけ、生涯にわたって共に学び、豊かな社会づくりに貢献する人間

本市の豊かな自然や歴史、伝統・文化を学び尊重する態度を身に付けることは、自分が育つ地域を愛し誇りに思う心が生まれ、積極的な生き方につながります。

また、他の地域や人の良さを認め、個性を尊重する態度が生まれ、多様な人々との積極的な交流を通して、共に学び高め合う豊かな社会づくりに貢献することにもつながり、これからのグローバル社会を生きていく上でも大切なことです。

*12：SDGs / エスディーゼーズ。日本では「持続可能な開発目標」と訳される。世界が2016年から2030年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標。

*13：生きる力 / 変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な、知（確かな学力）・徳（豊かな人間性）・体（健康と体力）のバランスのとれた力のこと。